

東京電力株式会社

社長 西澤 俊夫 様

原子力損害賠償の完全実施に関する要求書

平成23年9月2日

福島県原子力損害対策協議会

会長 福島県知事

佐藤 雄平

副会長 JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会

会長 庄 條 徳一

副会長 福島県商工会連合会

会長 田 子 正太郎

副会長 福島県市長会 会長 福島市長

瀬 戸 孝 則

副会長 福島県町村会 会長 西郷村長

佐 藤 正 博

原子力損害賠償の完全実施に関する要求書

原子力発電所事故の発生から半年が経過しようとしているが、未だに収束の途上であり、原子力災害は、県内全域に甚大な損害を生じさせている。

今も多くの県民が、放射線による危険を回避するために避難を余儀なくされ、仮設住宅等で不安な生活を送り、事業者は事業再開に向けて懸命に踏み出そうとしているが、再起の見通しは陰しく、極めて厳しい状況に置かれ続けている。

こうした中、去る8月5日、原子力損害賠償紛争審査会において「中間指針」が策定されたが、福島県の被害を十分に反映したものとはなっていない。

我々が第一に望むことは、3月11日の事故以前の生活に戻ることであり、本件事故によって福島県民が被った様々な損害は、すべて賠償されることが大原則である。

経済的な損害や精神的損害、地方公共団体の損害だけでも、事故後の1年間で2兆円の規模に上るものと試算しており、今後いつまで続き、どこまで拡大していくのか予測もできない状況にある。

東京電力は、9月中の請求受付、10月中の支払い開始を目指すことを表明したところであるが、原子力災害の原因者であることを忘れず、「中間指針」に明記されていない損害についても幅広く賠償の対象とすべきである。

以上、200万人県民の総意として、原子力損害賠償の完全実施と下記についての確実な対応を強く要求する。

記

1 損害賠償の範囲

(1) 「指針」の対象の有無にかかわらず、原子力発電所事故がなければ生じることのなかった損害について、次の事項には特に留意し、被害者が求めるものはすべて賠償すること。

ア 精神的な苦痛は、避難等を余儀なくされていることにとどまらず、政府による指示区域を越えて県内全域で放射線による不安にさらされていることから、すべての県民の精神的損害を確実に賠償の対象とすること。

イ 政府指示による避難等に伴う精神的な苦痛は、日ごとに増大し、仮設住宅等への移転により生活費が更に増加すること等に鑑み、期間の経過に伴う精神的損害の基準額の減額は行わず、被害者の実態に合わせ、むしろ増額して賠償すること。

ウ 緊急時避難準備区域等において自宅等に滞在している者の精神的苦痛や生活費の増加費用等を確実に賠償の対象とにすること。

エ 「中間指針」において、放射性物質による汚染の危険性を懸念して敬遠したくなる心理が合理性を有しているとして県内全域の風評被害を賠償すべき損害と認めることとされた考え方を十分に踏まえ、自主避難に伴う費用について確実に賠償の対象とすること。

オ 放射線被曝による健康被害や避難等に伴う健康状態の悪化など、原子力発電所事故に起因して被った生命・身体的な損害については、幅広くかつ長期的にとらえ、最後まで確実に賠償すること。

カ 原子力発電所事故に起因して地方税収に減収が生じていることは明らかであることから、当該減収分を賠償の対象とするとともに、地方公共団体が本件事故に伴って実施した様々な事業についても確実に賠償の対象とすること。

- (2) 地震・津波による損害との区分が判然としない等、複合的要因がある場合であっても、原子力発電所事故によって長期的かつ深刻な被害を受けていることから、すべて原子力損害として賠償すること。
- (3) 東京電力はこれまで、今回のような事故は発生し得ないことを強く主張してきたのであるから、被害者には本件事故を事前に想定し、損害の回避、減少の措置が期待されていることを理由に損害賠償を制限することは断じて行わないこと。
- (4) また、事業者には取引きにおける事前のリスク分散が期待されていることを理由として、損害の範囲を限定しないこと。

2 損害賠償請求の手続き

- (1) 被害者の早期救済を図ることを最優先に、被害者の意を汲み、誠意を持って賠償の手続きを進め、直接交渉で合意することができるようにすること。
- (2) 被害が200万人県民すべてに及んでいること、また、長期の避難等により、損害を証明する証拠書類の収集が困難な状況にあること等を踏まえ、「中間指針」に明記されているとおり、被害者による証明の程度の緩和や統計データ等による算定方法を用いるなど、賠償請求手続きの負担軽減を図り、迅速な賠償を行うことができるようにすること。
- (3) 被害者への損害賠償を円滑に進めることができるよう、被害者の利便性に配慮し県内全域はもとより県外においても賠償の請求等ができる体制を早急に構築するとともに、賠償項目の算定基準を始め、請求の様式、手続き等についての説明を適切に実施すること。

3 賠償金の支払い

迅速な救済が必要な被害者の実態に鑑み、原子力災害の原因者としての責任の下、賠償額の全額が最終的に確定する前であっても一定期間ごとの支払いを行うなど柔軟に対応するとともに、請求の受付け後は速やかに支払うことができる体制を整えること。

4 関係団体等と東京電力の協議

賠償請求の方法等の協議においては、関係団体や市町村、県の意見を十分に尊重するとともに、誠意を持って丁寧に対応し、被害者が納得できるルールづくりを行うこと。